

これからの家庭教育支援の  
具体的施策について

答 申

平成24年10月5日  
目黒区社会教育委員の会議

# 目次

はじめに.....	1
1 家庭教育の意義と役割.....	2
(1) 家庭教育支援の法的意義 .....	2
(2) 家庭教育支援と子育て支援等の関係 .....	3
(3) 目黒区世論調査における子どもの育ちへの意識.....	4
2 家庭教育支援の現状と課題.....	4
(1) 家庭教育を取り巻く現状と課題 .....	4
(2) 家庭教育支援事業の現状と課題 .....	5
3 これからの家庭教育支援策.....	7
(1) 学習機会の提供 .....	7
(2) 地域の組織や青少年育成団体の支援と連携 .....	10
(3) 情報提供 .....	11
(4) 行政内部の連携 .....	11
おわりに.....	12

## 巻末資料

### 参考資料

第14期社会教育委員の会議 審議経過

第14期目黒区社会教育委員名簿

諮詢文

## はじめに

第14期目黒区社会教育委員の会議は、平成23年6月より家庭教育支援の具体的施策についての諮問を受け、目黒区教育委員会が行政施策として取り組むべき具体的な家庭教育支援の方策について検討してきました。

グローバル化や情報化など社会の大きな変化の影響を受け、近年、保護者の生活、働き方や子育ての取り組みは多様化し、各家庭の抱える課題も複雑化しています。またいじめ、不登校、児童虐待といった問題を抱える子どもが増え、解決のためには家庭、地域、学校が連携を強めることが必要となっています。このため、国や地方公共団体においては、平成18年に改正された教育基本法に基づき、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する家庭教育に関する学習の機会や情報の提供などの支援を積極的に行うことが求められています。

目黒区では、こうした全国的な動きに先駆け、平成17年に定められた目黒区子ども条例において「子育てを支えるまち」の実現を目指し、「保護者が子どもの年齢や成長に応じた子育てができるよう」に「子育て家庭に対するその状況に応じた支援」と「子どもの健康づくりのための支援」を行うこととしており、区全体として、大人が「地域ぐるみで子育てを支える」ことを促してきました。

目黒区教育委員会が行っている家庭教育支援事業は、主催事業、団体援助ならびに相談・情報提供の3つに区分されています。特に主催事業である社会教育館における家庭教育に関する社会教育講座と、公立小・中学校のPTAが行う委託家庭教育学級・講座に重点が置かれています。

社会教育委員の会議においては、こうした行政の支援に関する保護者の意識調査結果の分析や家庭教育学級・講座等の実態調査を行い、それぞれの立場で地域の子どもや保護者と接している委員の経験に基づく意見交換を重ねるなかで、目黒区の家庭教育支援の実態と課題を明らかにしました。そして、これから家庭教育支援策として（1）学習機会の提供、（2）地域の組織や青少年育成団体の支援と連携、（3）情報提供、ならびに（4）行政内部の連携に関し、具体例を含めた提案をまとめました。

この答申が、家庭教育のより一層の支援をとおして「子育てを支えるまち」の実現に役立ち、目黒区の保護者と子ども、そして家庭教育支援に関わる地域のすべての人々の学びと成長につながることを願っています。

## 1 家庭教育の意義と役割

### (1) 家庭教育支援の法的意義

家庭は、子どもが生まれ、育っていく時の基盤となるものであり、家庭教育は、すべての教育の出発点として大きな役割を担ってきた。

その一方で、今日の子どもが育つ環境においては多くの課題があり、学校・家庭・地域などあらゆる領域でそのひずみが問題としてあげられており、その課題に向き合っていくことが教育の役割として期待されている。そして、行政はあらゆる面において教育の環境醸成を進めることができると求められており、家庭教育もその例外ではない。平成18年に改正された教育基本法でも、家庭教育について以下のような規定が新設されている。

#### (家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

#### (学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

教育基本法改正に伴ない、社会教育法も一部改正された。現在社会教育法においては国・地方公共団体・市町村教育委員会が家庭教育に果たすべき役割は以下のように規定されている。

#### (国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 (略)

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一～六 (略)

七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催ならびに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

八～十九 (略)

このような法律の改正内容から、家庭教育支援の重要性に対する認識が高まっており、家庭教育の自主性を尊重した上で、自治体としてどのような支援が可能であるかを丁寧に検討することが求められているといえる。

(2) 家庭教育支援と子育て支援等の関係

「家庭教育支援」とは、保護者が家庭において子どもに対して行う教育を支援するものである。教育は、家庭教育・学校教育・社会教育と生活の様々な場において行われる日常的営みであり、家庭教育は、家庭において行われる教育でありながらも、地域社会や学校などから様々な影響を受けながら行われるものである。そのため、社会教育においては、個々の家庭の教育方針を尊重しながらも、保護者が家庭教育に関する知識や姿勢を学ぶ学習の機会をつくったり、家庭教育を支援する者を育成したりすることによって、家庭教育を支援することが求められている。

一方、現在、保護者や社会が子どもを育てるることを支える施策として、「子育て支援」という言葉が広く用いられている。また、「子育て支援」とともに用いられる概念として「次世代育成支援」も挙げられる。両者は、ともに少子化対策として展開されてきた経緯をもち、非常に近似したものであるが、傾向としては、「子育て支援」が主に子どもを育てる側(大人・保護者)に対する環境整備や支援を軸にしているのに対して、「次世代育成支援」は、それに加えて子どもや若者が自ら主体的に育っていくための環境整備や支援も含んでおり、対象となる年齢層も乳幼児から若者まで幅広く、支援の内容としてもより幅広い内容を含んでいるといえよう。

今期の社会教育委員の会議では、「家庭教育」と「子育て」の関係や「家庭教育支援」を以下のように捉えた。

子育てが子どもを育てる様々な場において行われる養育・保育・教育・療育などの様々な営みを総称したものであるのに対して、家庭教育は、家庭において行われる教育をしている。そのため、両者の関係は、家庭教育が子育てという概念に内包されるものであるといえる。ただし、家庭教育は、子育てのあらゆる側面を支える基盤となり、子育てのあり方自体に影響を与えるものである。また、保護者の教育観は、その保護者の生まれ育った環境や受けてきた家庭教育、さらには学校や地域など様々な環境から影響を受けて形成されるものもあることから、「家庭教育支援」は保護者がより視野を広げ、知識を獲得する機会として独自の意味をもつものである。

安心して子どもが育つことのできる環境をつくっていくためには、社会教育においても

家庭教育を支援するための学習機会や情報の提供が求められる。家庭教育の支援にあたっては、家庭教育はあくまでも各家庭がそれぞれの保護者の価値観に基づいて行うものであり、子どもの発達状況は個性に応じて一様ではないことから、「こうあるべき」という押し付けは避けるべきである。また、家庭教育が子育てに内包されることを考慮し、子育ての状況をみながら家庭教育支援のあり方を考えていくことが必要である。

### (3) 目黒区世論調査における子どもの育ちへの意識

目黒区世論調査では、「子ども（乳幼児から小学生）が安心して健やかに育つために特に重要だと思うこと」として、「家庭での教育を充実させること」が63.5%で最も多く、次いで「子どもが安全に遊べる遊び場の確保など地域の生活環境を整備すること」47.6%、「事業者や地域住民などを含めて社会全体で子どもを育てるという意識を定着させること」39.3%の順となっており、家庭教育の重要性は、区民の間でも強く認識されているところである（巻末資料表1）。

また、子どもが育つ環境は、家庭教育を基盤としながらも、家庭のみでなく学校を含めた地域社会全体が子どもにとって安全で安心できる場であることが求められているのが分かる。地域の生活環境を整備し、事業者等も含めた社会全体で子どもを育てるという意識を共有していくためには、行政が様々な施策を実施することのみならず、地域の大人が子どもに关心をもち、積極的に地域や子どもに関わっていくことが不可欠である。特に、子どもにとって最も身近な存在である保護者が家庭や地域社会全体を子どもにとって安心して楽しく過ごせるものにしていくことが望まれる。そのためには、家庭教育を充実させるとともに、保護者も地域と関わりながら、地域社会全体を子どもが育ちやすい場にしていくことが必要であろう。

## 2. 家庭教育支援の現状と課題

### (1) 家庭教育を取り巻く現状と課題

家庭教育の現状と課題を、子育てについての調査から見ることとする。子育てに対して保護者が重要と考えている支援の中では、保育サービスに対するニーズが高い（表2～表4）。児童館や幼稚園・保育所の園庭開放などハード面での環境整備に対するニーズも高く（表5）、子どもが日中過ごすことのできる場所は、保護者のニーズに対して不足しているのが現状である。柔軟で多様な保育のニーズに応え、環境整備を行っていくことは、ゆとりある子育てを支え、家庭教育を支える基盤づくりとなるだろう。

また、「子育てふれあいひろば」や児童館等における相談件数はそれぞれ増加傾向にあり、単に子どもの保育や遊びのための場所だけでなく、子どもや保護者が困難に直面したときや悩んでいるときに相談できる場所や人の存在も重要である（表6）。

家庭に目を向けると、家庭における育児の分担については、母親である女性が育児を中心的に担う傾向は依然として高く、ワークライフバランスを実現し、女性と男性が共に子育てに積極的に関わっていく状況はなかなか実現されていない（表7）。

このような状況からは、子育ての責任が主に母親に課せられる一方で、保護者の身近に子育ての相談ができる機会が少ないことがうかがえる。そのような環境は、子育てに難し

さを感じる原因ともなりうるものである。

保護者の子育てに対するニーズとして、「子育てについて学ぶ機会」は必ずしも高くない。(表8、表9)。しかし、保護者がどのように子どもを育てていきたいのかを考え、自ら問題解決に関わっていけるようになることは、子どもと保護者双方が豊かな時間と場所をもつたためには重要である。そのためには、保護者が子育て関連サービスの受け手(=客体)という意識を超えて、自らが子育ての主体であるという意識を涵養できるように、家庭教育を進めていくための学習や、保護者同士が相談し合い、学び合うことのできる関係性をつくっていくための支援の必要性は高い。保護者自身が学び、自分の子育てを意識化していく契機となる学習機会が求められており、様々な学習機会と保護者とをつなげていく方法を探っていく必要があるだろう。

子育てについての情報に対するニーズは高く、子育てを進めていく上で情報入手しやすい形で提供していくことは、保護者のニーズに応えると同時に、出会いや関わりを通じた緩やかな学習の機会の提供にもつながり、家庭教育支援策のひとつとなるだろう。

## (2) 家庭教育支援事業の現状と課題

現在の教育委員会の施策をみると、教育委員会の家庭教育施策としては、①学習機会の提供(行政課題として社会教育館で取り組まれている社会教育講座と小中学校PTAに委託して実施される委託家庭教育学級・講座)が大きな柱となっている。これに加えて、②家庭教育を学習する団体の支援、③情報提供を行い、家庭教育を支援している。

### ①学習機会提供事業

#### ア) 行政課題として社会教育館で取り組まれている社会教育講座

区内の社会教育館では、各社会教育館で年間2講座ずつ家庭教育を課題とした社会教育講座を実施している。社会教育講座では、父親を対象とした講座や親子で参加できる講座なども複数実施されており、応募者も多い。特別なニーズのある子ども、外国にルーツを持つ子ども、障害をもつ子どもを育てる保護者等、委託家庭教育学級・講座では取り上げていないテーマの講座も開催されており、幅広いテーマの学習機会を提供していると言える。

しかし、社会教育講座は単発の学習機会の提供にとどまらず、その後の仲間づくりにつながっていくことが望ましい。この点では、現在の社会教育講座は1講座につき3~4回の開催となっていることが多く、講座参加者同士の関係を形成していくにはやや実施回数が少ないと見える。講座での学習を集団的に継続し、家庭教育と共に考え育っていくことのできる仲間づくりを支援できるような講座運営のあり方についての工夫も求められる。

また、現在の社会教育講座は、区報等で講座ごとに参加者を募集し、社会教育館に集まってもらって実施する形をとっているが、家庭教育の学習を必要とする人に届けていくことも期待される。

#### イ) 委託家庭教育学級・講座

区立小中学校のPTA活動の一環として、学校ごとに委託家庭教育学級・講座を年1~3

回程度、講演会・研修会として開催している。委託家庭教育学級・講座は、保護者自らが家庭教育の学習機会を企画・運営する重要な場となっており、各PTAが創意工夫しながら運営にあたっているものの、委託家庭教育学級・講座の回数・参加者数は、この10年間とともに減少傾向にある。複数校が共同で実施するなど、学校の小規模化や運営委員の担い手の減少などに対応する工夫もされているが、委託家庭教育学級・講座の開催には多くの配慮が必要になってきている。

講座受講者の反応はよく、学校で開催されるために保護者に情報が届きやすく、参加しやすい学習機会になっている。他の学校の保護者の参加が制約される部分はあるものの、保護者にとって貴重な学習機会になっているといえる。また、委託家庭教育学級・講座を企画すること自体が、保護者相互の学びや関係形成の機会となっており、大きな意味をもっている。

テーマ設定については、保護者のニーズや興味に応えることが重視されており、家庭教育学級・講座として開催可能な内容と保護者や運営委員が希望する内容との間の落差が課題である。保護者のニーズや興味関心は、家庭教育そのものの学習のみでなく、親としての教養にも及んでいる。運営委員はそのニーズに対応したテーマを希望しているが、現在の委託家庭教育学級・講座では学習の成果が子どもに直接つながるものでなければならないとしており、親としての教養に関するものは実施することができない。このため、運営委員は、保護者が期待するテーマと行政が期待するテーマとの間で悩むことが多く、大きな負担になっている。

教育委員会では、説明会の実施や講師リストの提供といった運営委員全体を対象とした支援と共に、個別に社会教育指導員が講座のテーマ設定・目的や方法の検討、運営面での助言など、多岐にわたって手厚くサポートしている。しかし、ほとんどの運営委員は1年毎に変わるため、委託家庭教育学級・講座の意義や役割を十分理解できないまま講座を企画・開催しなければならない場合が多い。運営委員になってすぐに説明会があり、企画に着手しなければならないというあわただしさによって、社会教育指導員に相談できること自体も十分に伝わっていない場合もある。

また、有職者も講座の企画・運営にあたることなどから、なかなか運営委員が集まって相談することができず、一部の運営委員に負担がかかることも課題として挙げられている。

## ②団体支援

現在、教育委員会では、青少年の健全育成活動などを行ういくつかの団体と関わりをもっており、関係する団体の独自事業に対して後援などを行っている。これらの団体の中には家庭教育に関する活動を行う団体もあり、家庭教育支援の強力なサポーターとなる可能性を持っている。保護者と団体とをつなげていく工夫をしたり、団体の活動を支援したり、団体間のネットワークを形成していくことによって、多様な家庭教育支援事業の実施につなげていけるとよいだろう。

## ③情報提供

目黒区のホームページをみると、「めぐろ子ども・子育てネット」という見出しがあり、

子どもの活動と子育てに関して、イベント情報を掲載したり、子育てグループを紹介したりしている。これは子ども政策課が担当しているものであるが、残念ながら教育委員会の関わりはなく、家庭教育の情報は載っていない。

国や東京都でも、家庭教育手帳や子どもの生活リズム向上ハンドブックの作成、ウェブサイトの開設等を行っているが、それぞれのホームページからでないと情報を入手できない。

家庭教育について悩んでいるときに、身近な場で情報を入手できるような取り組みが必要であり、特に現代ではインターネットがあらゆる情報の検索・収集の場として大きな役割を果たしていることから、「めぐろ子ども・子育てネット」などの区の子育て関連ページから家庭教育に関する情報に簡単にアクセスできるようにすることが求められる。

#### ④その他

家庭教育支援事業としては、直接的な家庭教育の学習支援のみならず、子育て支援も家庭教育の基盤づくりにつながるものとして考えられる。そのことを鑑みると、家庭教育支援という視点からみても子育て支援部が果たしている役割は大きく、より効果的に家庭教育を支援していくためには、子育て支援部と教育委員会の連携は欠かせないにも関わらず、それが事業を展開しているように見受けられる。

### 3 これからの家庭教育支援策

#### (1) 学習機会の提供

##### ①行政課題として社会教育館で取り組まれている社会教育講座

公共的課題に対応しつつ家庭教育を支援する講座を実施していくためには、一般的な家庭教育の内容だけでなく、人数的に多くはなくとも緊急性・必要性の高いニーズに対応する講座を実施していくことも重要であろう。また、保護者が必要性を感じている学習課題と、保護者の潜在的な学習課題、社会が家庭に対して求める学習課題の間には落差がある。それをつなげることのできる講座を実施することも、社会教育館における社会教育講座として期待されるところである。

そして、日常的に子育て中の親子が集まり、交流できる場を一層充実させつつも、社会教育講座を単に「そのとき・その場」の交流の場で終わらせらず、「その後」に続いていく仲間づくりへつなげ、保護者や子ども同士の自主的な支え合いができるようになると、側面的な家庭教育支援ともなる。家庭教育の学習を支援するという点では、社会教育講座実施後の自主グループづくりや活動の支援が重要である。

さらに、保育所、幼稚園、児童館、子ども家庭支援センター、めぐろ学校サポートセンター等と連携して、潜在的ニーズのあるテーマについて出前講座を実施することによって、「集める」家庭教育支援ではなく「届ける」家庭教育支援も可能になるのではないだろうか。

また、目黒区は、国都私立小・中学校入学率が小学校 15%超、中学校 40%超となっており、国都私立小・中学校入学傾向が高い。その結果、区立小・中学校 P T A が実施する委託家庭教育学級・講座は、国都私立小・中学校に通う子どもの保護者には届きづらい。委

託家庭教育学級・講座を開かれたものにして、国都私立小・中学校に通う子どもの保護者にも参加可能なものにすることも一案であるが、委託家庭教育学級・講座運営委員が、参加者の把握や安全管理のために学級・講座を外部に開放したいとあまり考えではないことを鑑みると、社会教育館の社会教育講座において国都私立小・中学校に通う子どもの保護者を意識した企画の実施も検討されてよいだろう。

## 二具体策例＝

- ・ 連続性のある講座を実施して、家庭教育に関する学習のための仲間づくりや受講者の家庭教育に関する学習を支える
- ・ 家庭教育講座ビデオの貸出し(社会教育講座等の内容をビデオ撮影し、データベース化し貸し出す)
- ・ 出前家庭教育講座の実施(例:児童館の乳幼児のつどいや就学時検診 等)
- ・ インターネットを利用した双方向リアルタイム講座
- ・ 家庭教育支援講座の参加者が、区民企画講座への参加などによって、次回の講座の企画者となるようなしきみづくり

## ②PTAによる委託家庭教育学級・講座

委託家庭教育学級・講座は、家庭教育を行っている保護者自身が関心をもつテーマについて学ぶことができるという点で、大変意義がある。しかし、保護者のニーズや興味は、時代とともに変化している。これまでの委託家庭教育学級・講座は、保護者が子どもに対する課題対応能力を高めるような直接的な家庭教育支援内容に限定されているが、親が孤立したり、一人で悩んだりせずに子育てをしていけるような「つながり」を編んでいく視点も重要になってくる。家庭教育とはどのようなものか、家庭教育学級・講座の目的やねらいは何かなどを明確にしつつも、家庭教育学級・講座を運営委員や保護者同士のつながりを編む機会として位置づけ、内容についてより柔軟に判断していくてもいいかもしれない。委託家庭教育学級・講座の目的や実施可能な講座の内容について再検討することも考えられるだろう。

委託家庭教育学級・講座を進めるにあたっては、その主旨や目的について運営委員に十分理解してもらうことが大前提となる。説明会における事務的なマニュアル・講師リストの提供に加え、これまで以上に、家庭教育とは何か、なぜ委託家庭教育学級・講座を行っているかの説明に十分な時間をかけるとともに、講座企画のヒントとなるような汎用性のある指針やテーマの具体例を示すことによって、運営委員が家庭教育学級・講座の主旨や目的、内容についてより理解を深め、充実した講座が実現できるのではないか。

同時に、委託家庭教育学級・講座では、類似した内容の講座が同時期に実施されていることがしばしばあるため、内容を充実させるとともに、他校の運営委員とより交流する機会を設け、講座の合同開催や実施時期の分散についても積極的に検討できるよう、コーディネートすることもありうるだろう。

また、実施内容の制約や確認等が必要になるだろうが、PTA 以外の団体に家庭教育学級・講座を委託することも学習機会を増やす一つの手立てとなろう。

#### =具体策例=

- ・ 委託家庭教育学級・講座におけるテーマ設定の柔軟化(例:保護者同士の仲間づくりや保護者が必要とする教養、家庭文化の継承等もテーマとする)
- ・ 学校の壁を取り払った委託方法の検討(例:ブロックごとの担当校持ち回り制、共催の推奨等)
- ・ PTA の運営担当者が不安なく企画運営できるような支援の強化(例:家庭教育についての研修の強化など運営者説明会の充実、運営者の OB 等が相談にのるしくみづくり、テーマや講師を選択肢の中から選べるようなしくみづくり等)
- ・ PTA 以外の団体に対する家庭教育学級・講座の委託

#### ③ 学校をはじめとする関係機関との連携、団体の学習成果を活用した家庭教育支援

学校をはじめとする関係機関が保護者同士の関係性醸成の場として機能していくことも期待されている。保育所、幼稚園、学校や P T A と連携して、保護者を対象に、学校生活や家庭教育について学ぶ機会を社会教育事業として提供することも有効である。小学校入学前に小学校がどのようなところかを知り、入学前に行っておくことが望ましい家庭教育について学んだり、現役 P T A の方の話を聞いたりすることによって安心して小学校入学を迎えることができる。

また、子どもの生活習慣やいじめなどの友人関係から生じる問題など、保育所、幼稚園および学校において子どもが抱える諸問題には、家庭との連携により解決すべき問題も多い。子どもに直接関わっている保育士や教諭と保護者の対話の機会を増やし、子どもの問題の解決に共同で取り組む体制が必要である。

保育所、幼稚園、区立図書館、区立美術館、パーシモンホール等においても、家庭教育支援につながる事業が実施されている。それらを把握し、有機的に学習機会を提供するとともに、情報を集約して周知を図ることが必要である。

さらに、区内で様々な事業を行っている青少年育成団体を活用して、家庭教育の学習機会を提供していくことも効果的である。

#### =具体策例=

- ・児童館との連携による家庭教育講座を実施する
- ・学校等での就学直前の児童の保護者を対象とした家庭教育支援事業の実施
- ・保育士・教諭による家庭教育支援の充実
- ・青少年育成団体を活用した家庭教育支援事業の実施

#### (2) 地域の組織や青少年育成団体の支援と連携

保護者個人に対する学習機会を提供するというだけでなく、保護者が身近に相談できる人・集団をもち、共同で子育てをしていくための集団形成を支援することも家庭教育支援のひとつとなりうる。

地域の組織や青少年育成団体に目を向けると、住区住民会議は、学校、町会・自治会、子ども会など地域の様々な組織との関わりをもちらながら目黒の地域活動を下支えしてきた組織であり、子ども会、ボーイスカウト・ガールスカウト等の青少年育成団体も、地域の様々な組織と連携しながら、一人ひとりの子どもに継続的に関わり続けてきた。これらの団体は、青少年を育成する団体でもあり、家庭教育支援のために大きな力となる団体でもある。地域の諸組織の活動や組織間の連携が活発化し、地域に子どもや保護者の顔見知りが増えることによって、困った時に相談できる関係をつくることができるだろう。

地域における家庭教育支援の核となる人材の養成も有効である。核となる人材を養成し、保護者への個別支援やグループづくりの支援を行う支援者の資質向上や支援者同士のネットワーク化を担い、活動のコーディネートを行うことにより、重層的で継続的な子育ての支え合いや家庭教育の学習につながることが期待できる。地域の全体構造をとらえたうえで、地域の様々な組織の連携を進め、地域で子どもを育てる意識を高めていくことが重要であり、地域の組織や青少年育成団体が家庭教育支援に果たしうる役割についてより周知していく必要がある。

また、中学校区ごとに学校・家庭・地域の関係者が、地域ぐるみの教育について話し合う場として組織されている地域教育懇談会の存在も注目される。子どもの生活で大きな割合を占める学校の教職員やPTAが地域教育懇談会に参加することは、学校・家庭・地域社会の連携を進めるものであり、結果的に家庭教育支援につながるものといえよう。学校・家庭・地域社会の連携が深まることによって、地域教育懇談会が家庭教育を支援するネットワークとして役割を果たすことも考えうる。

#### =具体策例=

- ・児童館の乳幼児のつどいに参加する親子を対象にした小学校入学後の仲間づくり
- ・家庭教育について学習する団体の支援
- ・地域教育懇談会や青少年育成団体と子育て中の保護者との関係形成
- ・地域の家庭教育支援ネットワークの形成

### (3) 情報提供

子育てについての保護者のニーズは、環境整備とともに、情報に対しても高い。様々な子育て支援情報が保護者に伝わることは、家庭教育支援にもつながっていく。

区では、現在様々な情報が載せられた子育て支援情報誌を発行している。この情報誌に社会教育館での講座や委託家庭教育学級・講座の情報を随時はさみこむことによって、家庭教育支援講座の周知を図り、意識的な学習の機会に対する関心も高めていくことができるのではないだろうか。

また、教育委員会では様々な家庭教育支援事業を実施しているものの、それらの存在は必ずしも保護者に伝わっているとは限らない。保護者にとって、学校を通じた情報提供が最も有効であるとも言われている。学校が意識的に家庭教育について働きかけていくことが期待される。

家庭教育支援の視点から、目黒区が実施している施策を子どもの年代別にまとめた表や家庭教育についての相談窓口一覧、家庭教育手帳等の国や東京都が実施している家庭教育支援施策をまとめたリンク集や資料などを、区のホームページや子育て支援情報誌に載せることによって、家庭教育支援施策の周知を図り、利用を進めることができると期待される。

#### =具体策例=

- ・ ホームページを活用した家庭教育に関する情報の提供（例：子育て支援との連携、過去の社会教育講座の写真や事例を掲載、国や都のホームページとのリンク 等）
- ・ 目黒区の家庭教育支援プログラムの作成
- ・ 学校から発信する家庭教育支援プログラムの提供（例：行事時に家庭教育についての講話や学校だより等において家庭教育についての啓発 等）
- ・ メールを使った情報提供（家庭教育支援情報と保育情報を配信、メールによる相談窓口の開設 等）
- ・ 私立幼稚園・私立小中学校に対する広報の実施（例：チラシの配布 等）
- ・ ツイッターやフェイスブックを利用した情報提供

### (4) 行政内部の連携

ここまで、具体的な家庭教育支援の例を挙げてきたが、これらを実効性のあるものにしていくために第一に求められるのは、各機関の連携の強化である。

教育委員会の家庭教育支援事業として、区立小・中学校 P T Aへの委託家庭教育学級・

講座、社会教育館主催の家庭教育系の講座が実施されているが、児童館や保育所でも親子を対象とした事業は多く実施されている。

児童館は保護者の認知度も高く、利用希望の割合も高い。児童館と教育委員会とが連携して家庭教育支援の事業・講座を開催することによって、より多くの保護者に家庭教育の学習機会を提供することが可能になるだろう。

連携や情報交換を進め、効果的・効率的な施策の実施が求められる。

#### =具体策例=

- ・ 教育委員会事務局と子育て支援部における家庭教育・子育て支援に関する情報の共有(例:定期的会合の実施、広報資料やウェブサイトの共同制作)
- ・ 子ども家庭支援センター・福祉事務所との連携による、支援を必要としているが家庭教育支援事業にアクセスしづらい人に対する家庭教育講座の紹介等を通じた仲間づくりの支援や学習機会の提供

#### おわりに

家庭教育支援の現状と課題を検討したうえで、目黒区に期待される家庭教育支援策を提案してきたが、社会教育館の家庭教育講座や委託家庭教育学級をはじめとして様々な点において家庭教育支援施策を実効化するための工夫や配慮が必要である。

家庭教育支援施策を保護者の顕在ニーズと行政の把握している規範的ニーズの双方に合致するものしていくためには、子育て支援部をはじめとした福祉部局と教育委員会との連携が欠かせない。また、せっかく実施している事業が保護者に届かなければ事業が十分に活かされないため、保護者が情報収集によく利用するホームページなどの媒体を保護者にとって使いやすいものにすることによって、家庭教育支援事業を保護者により広く届けていく必要がある。

この 2 点はともに、教育委員会の枠組みを超えて外部（他部局・保護者）とどのように関係を形成させていくかということが課題であることを示している。他部局との連携と保護者への情報提供手段の改善によって、家庭教育支援事業を実効性の高いものにしていくことが求められる。家庭教育支援の中身を充実させていくためにも、教育委員会内部に閉じられた改善策にとどまらず、より積極的にネットワーク形成につながるような形での多様な支援を期待したい。

【巻末資料】

表1 子どもの健やかな成長のために重要なこと（第39回目黒区世論調査、平成19年6月）

「子ども（乳幼児から小学生）が安心して健やかに育つために特に重要と思うことは何ですか。」

複数回答：3つまで

(N=1,467)

(%)

0 10 20 30 40 50 60 70

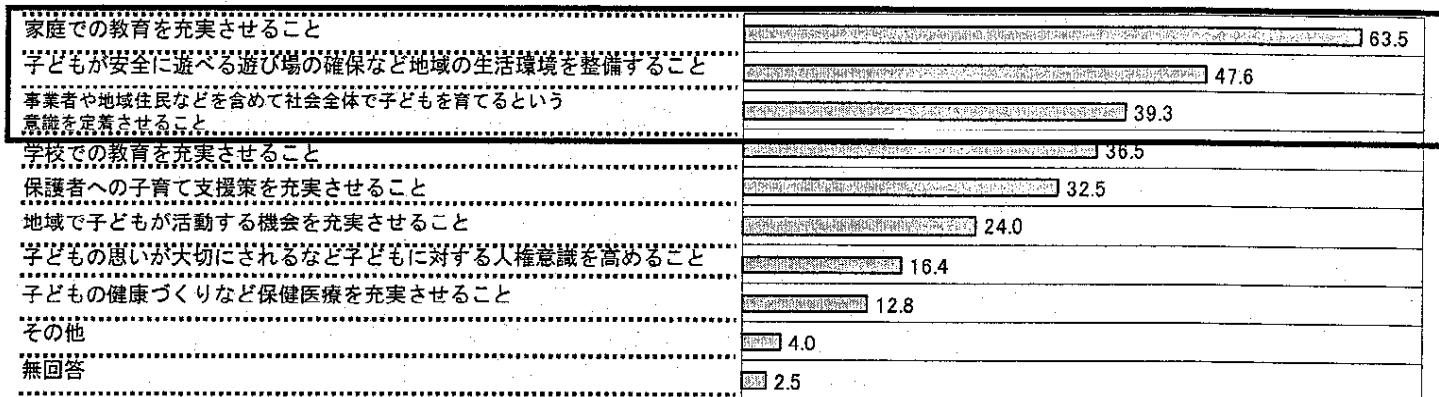


表2 子育て支援策として重要なこと（第39回目黒区世論調査、平成19年6月）

「保護者への子育て支援策として特に重要と思う項目は何ですか。」

複数回答：3つまで

(N=1,467)

(%)

0 10 20 30 40 50 60

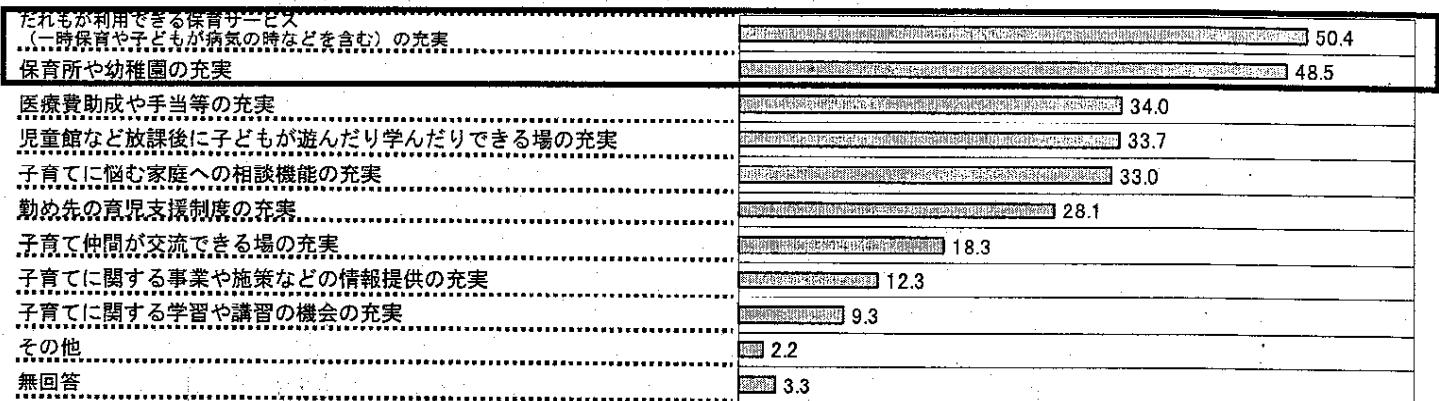


表3 子育ての辛さや不安感を解消するために必要な支援・対策

（目黒区子ども総合計画策定に係る基礎調査、平成20年）

「子育てをする中で、子育ての辛さや不安感を解消するために、どのような支援・対策が必要だと思いますか。」

就学前児童保護者：複数回答：3つまで

(N=1,198)

(%)

0 10 20 30 40 50 60

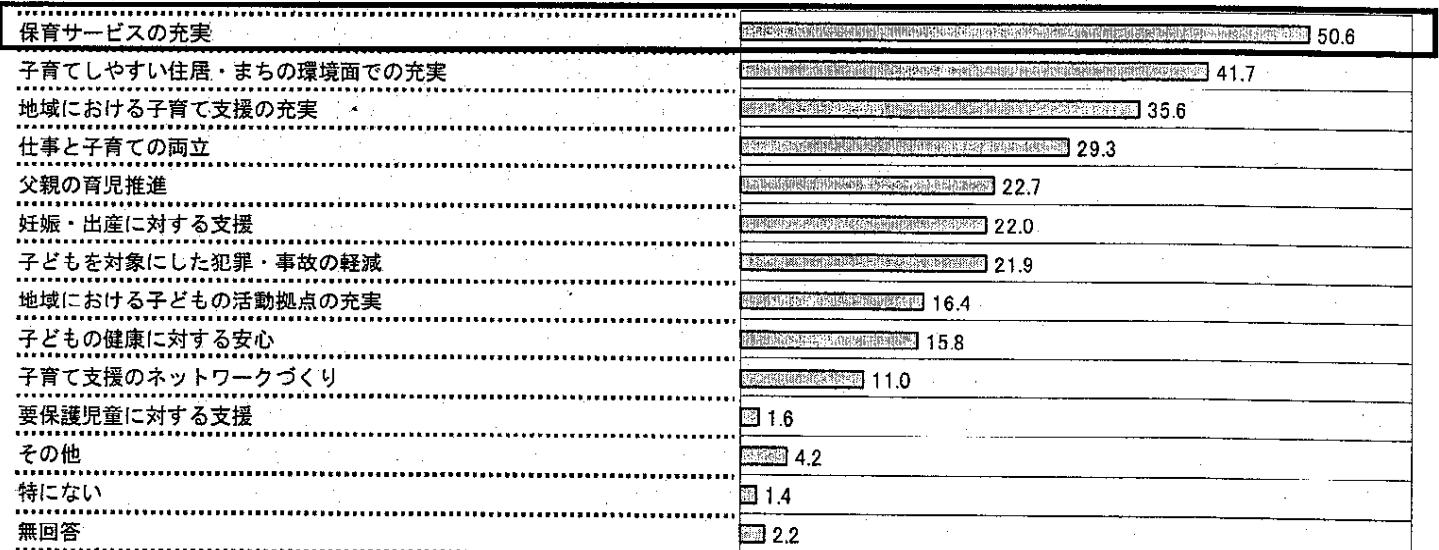


表4 今後利用したい、または足りていないと思う保育サービス

(目黒区子ども総合計画策定に係る基礎調査、平成20年)

「今は利用していないが、できれば利用したい、あるいは、(利用日数・回数や時間が) 足りていないと思う保育サービスはどれですか。現在就労していないが今後就労希望のある方は、就労した場合を想定してお答えください。」

就学前児童保護者：複数回答

(N=1,198)	(%)	0	10	20	30	40	50
認可保育園	39.9						
東京都認証保育所	20.9						
家庭的な保育	7.3						
事業所内保育施設	17.9						
保育室その他の認可外保育施設	5.6						
幼稚園	15.8						
幼稚園の預かり保育	32.7						
認定こども園	16.9						
延長保育	22.7						
ベビーシッター	11.9						
ファミリーサポートセンター	14.0						
一時保育	38.1						
病児・病後児保育	31.9						
特にない	6.9						
無回答	8.5						

表5 子育て支援サービス (目黒区子ども総合計画策定に係る基礎調査、平成20年)

「下記のサービス等について、今後利用したいと思いますか。」

就学前児童保護者

(N=1,198)	(%)	利用したい	利用したくない	無回答
めぐろ はあと ねっと (子どもの権利擁護委員制度) ······	25.9	38.6	35.6	
子ども・子育てねっと (ポータルサイト) ······	38.1	30.1	31.8	
ほねっと (子育ての総合相談窓口) ······	43.8	29.3	26.9	
ハローベビークラス (母親学級)、パパの育児教室、育児学級 ······	31.0	42.0	27.0	
保健センターの情報・相談サービス ······	52.2	23.9	24.0	
家庭教育に関する学級・講座 ······	42.7	32.2	25.1	
教育相談センター・教育相談室 ······	42.3	32.0	25.7	
保育所や幼稚園の園庭等の開放 ······	58.9	21.4	19.7	
児童館 ······	75.5	6.7	17.8	
子育てふれあいひろば ······	49.9	30.1	20.0	
乳幼児クラブ ······	44.0	36.6	19.4	
乳幼児のつどい ······	46.2	34.1	19.7	
区立幼稚園子育て支援事業 ······	44.5	35.2	20.3	
区が発行している子育て支援情報誌 ······	55.1	19.8	25.1	
産後支援ヘルパー派遣 ······	27.9	49.0	23.1	
ひとり親ホームヘルプサービス事業 ······	9.3	64.7	26.0	
区立保育園の遊ぼう会・講座等 ······	44.7	32.6	22.7	

表6 子育てひろば事業（目黒区の健康福祉 平成23年度版）

児童館（実績）

	20年度	21年度	22年度
乳幼児クラブ（延べ参加人数）	48,060	45,441	54,449
子育て講座・幼児のつどい（延べ参加人数）	9,212	10,159	8,921
子育て相談（保護者からの延べ相談件数）	533	5,272	6,583
子ども自身からの延べ相談件数	35	63	116

子育てふれあいひろば（実績）

	20年度	21年度	22年度
子育て相談（延べ件数）	1,598	1,476	2,278
園児とあそぼう会等（延べ参加人数）	5,252	4,235	3,845
育児講座等（延べ参加人数）	696	900	616
手作り講習会（延べ参加人数）	1,635	2,026	1,838
あそび場開放等（延べ参加人数）	40,528	39,357	36,514

表7 家庭生活（平成23年度男女平等・共同参画に関する意識調査、平成23年5月）

「あなたの家庭では、育児の分担はどうしていますか。」

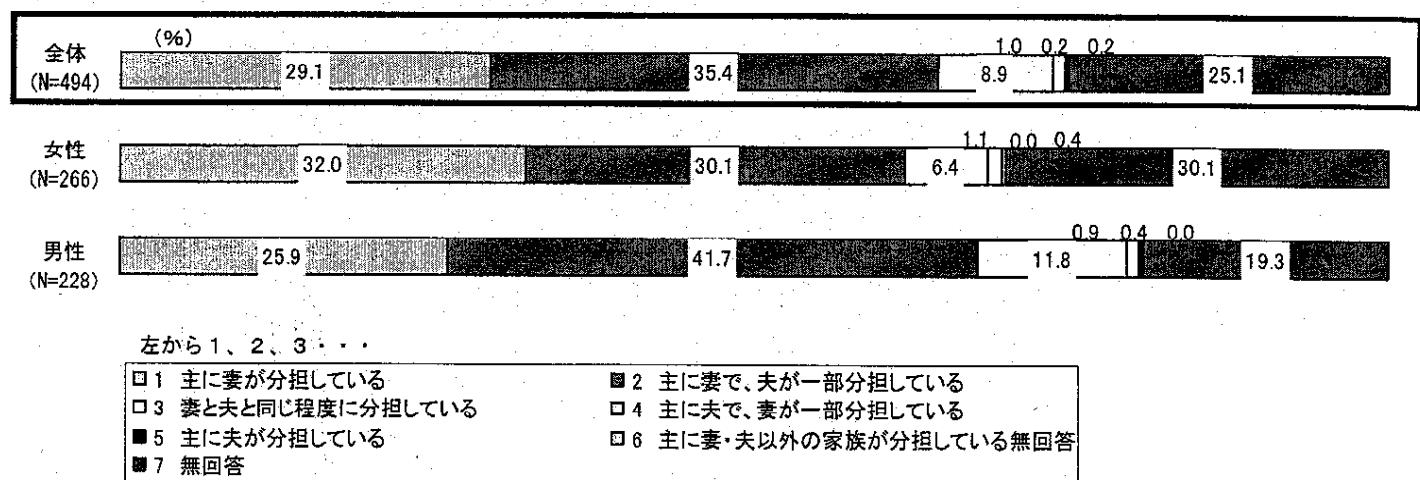


表8 子育て支援策として重要なこと（第39回目黒区世論調査、平成19年6月）

「保護者への子育て支援策として特に重要と思う項目は何ですか。」

複数回答：3つまで

(N=1,467)	(%)	0	10	20	30	40	50	60
だれもが利用できる保育サービス（一時保育や子どもが病気の時などを含む）の充実	50.4							
保育所や幼稚園の充実	48.5							
医療費助成や手当等の充実	34.0							
児童館など放課後に子どもが遊んだり学んだりできる場の充実	33.7							
子育てに悩む家庭への相談機能の充実	33.0							
勤め先の育児支援制度の充実	28.1							
子育て仲間が交流できる場の充実	18.3							
子育てに関する事業や施策などの情報提供の充実	12.3							
子育てに関する学習や講習の機会の充実	9.3							
その他	2.2							
無回答	3.3							

表9 子育て支援サービス（日黒区子ども総合計画策定に係る基礎調査、平成20年）

「下記のサービス等について、今後利用したいと思いますか。」

就学前児童保護者

(N=1,198)	(%)	利用したい	利用したくない	無回答
めぐろ はあと ねっと（子どもの権利擁護委員制度）	25.9	38.6	35.6	
子ども・子育てねっと（ポータルサイト）	38.1	30.1	31.8	
ほねっと（子育ての総合相談窓口）	43.8	29.3	26.9	
ハローベビークラス（母親学級）、パパの育児教室、育児学級	31.0	42.0	27.0	
保健センターの情報・相談サービス	52.2	23.9	24.0	
家庭教育に関する学級・講座	42.7	32.2	25.1	
教育相談センター・教育相談室	42.3	32.0	25.7	
保育所や幼稚園の園庭等の開放	58.9	21.4	19.7	
児童館	75.5	6.7	17.8	
子育てふれあいひろば	49.9	30.1	20.0	
乳幼児クラブ	44.0	36.6	19.4	
乳幼児のつどい	46.2	34.1	19.7	
区立幼稚園子育て支援事業	44.5	35.2	20.3	
区が発行している子育て支援情報誌	55.1	19.8	25.1	
産後支援ヘルパー派遣	27.9	49.0	23.1	
ひとり親ホームヘルプサービス事業	9.3	64.7	26.0	
区立保育園の遊ぼう会・講座等	44.7	32.6	22.7	

## 第14期社会教育委員の会議 番議経過

回数	開催日	内 容
第1回	23. 6.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付、議長・副議長選出</li> <li>・「平成23年度目黒区立小学校PTA連合会及び目黒区立中学校PTA連合会に対する補助金の交付について」諮問、審議</li> <li>・「これからの家庭教育支援の具体的施策について」諮問、審議</li> </ul>
第2回	23. 8. 4	
第3回	23. 10. 12	「これからの家庭教育支援の具体的施策について」審議
第4回	23. 12. 1	
第5回	24. 2. 27	「これからの家庭教育支援の具体的施策について」中間のまとめ (案)の確認
第6回	24. 5. 7	「これからの家庭教育支援の具体的施策について」中間のまとめに対する教育委員の意見報告、具体的施策の検討
第7回	24. 6. 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「平成24年度目黒区立小学校PTA連合会及び目黒区立中学校PTA連合会に対する補助金の交付について」諮問、審議</li> <li>・「これからの家庭教育支援の具体的施策について」具体的施策の検討</li> </ul>
第8回	24. 8. 21	「これからの家庭教育支援の具体的施策について」答申(案)の検討
第9回	24. 9. 27	「これからの家庭教育支援の具体的施策について」答申の決定

## 第14期目黒区社会教育委員名簿

(平成23年6月14日教育委員会決定)

区分	氏名	所属又は経歴	新再任別
学校教育 関係者	こうさか かずこ 高坂 和子	若草幼稚園副園長	新任
学校教育 関係者	こまつ しんや 小松 信也	目黒区立鳥森小学校長 目黒区立からすもり幼稚園長	新任
社会教育 関係者	いわや かつまさ 巖谷 勝正	ボーイスカウト目黒区協議会会长 祐天寺附属幼稚園設置者	新任
家庭教育 関係者	くずりゅう ちせ ○九頭竜 千世	菅刈住区住民会議青少年事業部会長	新任
家庭教育 関係者	はせがわ ひろのぶ 長谷川 弘信	原町住区住民会議青少年部会長	新任
家庭教育 関係者	こまざわ やすこ 駒澤 靖子	元目黒区立中学校PTA連合会会长	新任
学識 経験者	さわの ゆきこ ○澤野 由紀子	聖心女子大学教授	新任
学識 経験者	あびる くみ 阿比留 久美	横浜国立大学非常勤講師	再任 (2期)

任期:平成23年6月27日から平成25年6月26日まで

◎議長 ○副議長

目教生第1614号

平成23年6月27日

目黒区社会教育委員の会議 宛て

目黒区教育委員会

### これからの家庭教育支援の具体的施策について（諮問）

社会教育行政の推進を図るため、社会教育法第17条第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

#### 記

##### 1 諮問事項

これからの家庭教育支援の具体的施策について

##### 2 諒問理由

家庭教育は全ての教育の出発点であり、保護者は子の教育について第一義務的な責任を有しています。また、国や地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習機会や情報の提供など支援に必要な施策を講ずるよう努めるものとされています。

目黒区教育委員会では、社会教育講座や区立小・中学校PTAへの委託事業である委託家庭教育学級・講座を実施して家庭教育の支援を図ってきました。これらの支援策は一定の効果をあげてきましたが、社会状況の変化に伴って家庭における教育力の低下が指摘される中で、あらためて家庭教育への積極的な支援が求められています。

こうした状況を踏まえ、効果的に家庭教育を支援するための具体的な施策について、意見を求めます。

以 上